

## 新潟県社会人サッカーリーグ運営要綱細則

(新潟県社会人サッカーリーグの構成)

第1条 新潟県社会人サッカーリーグ(以下「県リーグ」という)の構成は、下記の通りとする。

- (1) 1部・2部・3部リーグは1リーグ制とし、原則としてそれぞれチーム数を10とする。
- (2) 3部リーグは、2ブロックの計20チームとする**ことができる**。
- (3) 4部リーグは、1部・2部・3部リーグ以外の全てのチームとし、2ブロック以上とすることができる。
- (4) ブロックに分かれている時の所属ブロックは、リーグ運営委員会にて決定する。
- (5) ブロック内チーム数が5未満となる場合は、そのブロックは他のブロックと合併しなければならない。

(委員の役割)

第2条 各委員の役割は、次のとおりとする。

(1) リーグ運営委員長

- ① 全リーグの日程表(変更を含む)・プログラム記載事項・4級審判員で審判を行うための申請書を確認し、リーグ総務委員長へ報告する。
- ② 全リーグの試合結果等を常に把握し、次節出場停止者が出た場合は、リーグ規律委員長へ報告を行う。
- ③ リーグ全日程終了後、結果及びリーグに関する意見票のとりまとめを行う。
- ④ 問題が生じた場合は適切に対応し、場合によっては新潟県社会人サッカー連盟(以下「連盟」という)と協議を行う。

(2) リーグ運営副委員長は、リーグ運営委員長を補佐しリーグ運営委員長に不測の事態が生じた場合その業務を代行する。

(3) リーグ総務委員長は、リーグ運営の会計を統括し、全日程終了後に運営経費の精算を行う。

(4) リーグ規律委員長は、リーグに係る規律全般を担当する。

出場停止者が出た場合は、「出場停止処分通知書」を当該チームへ通知し、以後の処置はリーグ規律委員長が調査し、リーグ実行委員会で決定する。

**(5) リーグ審判委員長は、リーグに係る審判全般を統括し、1部リーグの主審を派遣する。**

(6) リーグ運営委員

- ① 各リーグ・ブロック内の互選によりリーグ運営委員を決定する。
- ② 当該リーグ所属チームからの「会場確保報告書」をもとにリーグ日程表を作成し、当該リーグ担当委員へ報告し、了承を得てから当該リーグ所属チームへ送付する。その際、会場については、仮確保の状況でも記入し年間を通じての全日程表を作成する。やむなく年度途中で日程を変更することになった場合は、速やかに当該リーグ担当委員へ報告し了承を得てから当該リーグ所属チームに報告する。
- ③ 当番チームから送付される「当番報告書」「試合結果／得点者／警告・退場者報告書」により担当するリーグの試合結果と得点者及び警告・退場者の管理を行い、次

節までに当該リーグ担当委員及び当該リーグ所属チームに報告する。

- ④ 最終節終了後、速やかに「戦績表」、「得点者一覧表」及び「警告・退場者一覧表」を当該リーグ担当委員に提出する。また、「当番実施チーム一覧表」を作成し、リーグ会計委員に提出する。
- ⑤ 問題が生じた場合は、当該リーグ担当委員・当該リーグ会計委員・当該リーグ所属チームの代表者と協議し、その問題及び協議結果についてはリーグ運営委員長に報告する。

#### (7) リーグ会計委員

- ① 各リーグ・ブロック内の互選によりリーグ会計委員を決定する。
- ② リーグ開幕前に、リーグに懸かる概算運営経費を算出し、リーグ総務委員長へ請求することができる。
- ③ リーグ総務委員長からあらかじめ受領した運営費から、「会場経費請求書」の提出のあった当該リーグ所属チームへ、その費用を支払うことができる。
- ④ 全日程終了後に、当該リーグ所属チーム及びリーグ運営委員から提出される「会場経費請求書」及び「当番実施チーム一覧表」から「会場経費請求総括表」を作成し、リーグ総務委員長へ提出して精算する。
- ⑤ 支出する経費は以下の通りとする
  - ・ 会場経費: 会場使用料として支払うもの(石灰代を含む)
  - ・ リーグ運営委員手当(通信費) 3,000円/年/人
  - ・ リーグ会計委員手当(通信費) 3,000円/年/人
  - ・ 当番手当 1,000円/1当番
  - ・ 審判費(2~4部の主審のみ) 1,000円/人(1部リーグは連盟派遣のため)

#### (当番チーム)

第3条 当番チームは当日の会場責任者であり、役割は次のとおりとする。

- (1) 会場使用前に会場管理者と打合せを行い、指示を受けた内容について使用するチームに周知させる。
- (2) 第1試合の2チームに対して会場の設営について指示し、最終試合の2チームに対して会場の後片付け及び整理を指示する。
- (3) 石灰を準備する場合及び会場経費の当日払いが必要な場合は立替払いをし、後日リーグ会計委員に領収書を添えて請求する。
- (4) 1部リーグは、主審は審判部から派遣されるため、「審判報告書」は当番チームが準備するが、その他のリーグについては、主審が割り当てられているチームが準備する。
- (5) 当番日に「当番報告書」「試合結果/得点者/警告・退場者報告書」を準備し、試合終了後リーグ運営委員に郵送する(メールを利用しても可)。
- (6) 試合開始30分前までに、当番チーム代表者、審判員(主審・副審・第4の審判員)、対戦する両チーム代表者によるミーティングを行う。
- (7) 試合前に、審判証により当該試合の審判員の資格確認を必ず行う。

(参加チーム)

第4条 リーグに参加するチームの役割は、次のとおりとする。

- (1)「新潟県社会人サッカーリーグ運営要綱」により、県リーグの運営を主体的に行う。
- (2)「プログラム記載事項」を作成し、別に定められた期日までに、当該リーグ担当委員へ提出する。
- (3)リーグ参加チームは、~~1部リーグの予備審、2部リーグの副審・予備審、3部・4部リーグに所属するチームは、~~の主審を4級審判員で審判を行いたい場合、「4級審判員でリーグ戦審判を行うための申請書」を別に定められた期日までに、リーグ運営委員長へ提出する。**ただし、申請年度に3級審判昇格講習会を受講することを条件とし、受講しなかった場合は権利を失う。**
- (4)自チームが所属するリーグの開催可能日程を把握し、会場の確保(仮確保)状況について、「会場確保報告書」にてリーグ運営委員へ報告し、確保した会場の経費を立替払いした場合は、「会場経費請求書」に領収書を添付して、リーグ会計委員に請求することができる。
- (5)割り当てられた「会場設営・整理」「当番」「審判」を確実に遂行する。
- (6)自チームの試合結果、得点者、警告・退場者を記録し、退場、累積警告による出場停止処分を自主管理する。
- (7)県リーグ全日程終了後、「対戦結果報告書」「得点者報告書」を別に定められた期日までに、リーグ運営委員まで提出する。また、「リーグ運営に関する意見票」はリーグ運営委員長まで提出する。
- (8)会場経費を立て替えた場合は、「会場経費請求書」に領収書を必ず添付して、別に定められた期日までにリーグ会計委員まで提出する。
- (9)リーグ又はブロックでの会場経費は、当該リーグ又はブロックに属するチームで一部負担する。

(審判)

第5条 審判は帯同審判とするが、1部リーグの主審に限っては審判部から派遣される。

- 2 審判員(主審・副審・第4の審判員)は、「新潟県社会人サッカー連盟審判要則」により、審判の任務を確実に遂行するため、試合開始時刻30分前までに会場に到着し十分な打合せを行わなければならない。
- 3 審判の条件は次のとおりとする。
  - (1) **審判主審は原則3級以上とするが、第4審判は4級審判員とすることができる。**
  - (2) **副審及び第4の審判員については、1部・2部リーグは3級以上とし、3部・4部リーグについては、新規加盟した年度につき、主審・副審を4級以上とすることができる。**
  - (3)リーグ参加チームは、1部リーグの第4の審判員、2部リーグの副審、3部・4部リーグの主審を4級審判員で審判を行いたい場合、「4級審判員でリーグ戦審判を行うための申請書」をリーグ運営委員長へ提出することができる。
- 4 主審は「審判報告書」を作成し、担当する副理事長へ直接郵送する。また、累積以外で退場者が出た場合は「審判報告書」及び「重要事項報告書」をリーグ運営委員長とリーグ規律委員長へ試合当日にFAXし、担当する副理事長へ送付する。

- 5 第4の審判員は、「試合結果／得点者／警告・退場者報告書」を作成する。
- 6 試合前に、当該試合の当番チームに審判証を必ず提出する。

(試合)

第6条 出場選手は1チーム11名であるが、最低7名で成立する。但し、外国籍選手の1試合中での同時出場は、3名までとする。

- 2 試合時間は1部・2部リーグは90分、3部・4部リーグは80分ゲームとする。ハーフタイムは15分以内とし、すべての試合に於いて延長は行わないものとする。
- 3 メンバー表は試合開始30分前までに、審判・対戦チームに1部ずつ提出しなければならない。
- 4 9名の交代要員の中から、1部・2部リーグは5名、3部・4部リーグは7名までの交代を認める。但し、交代予定者として、試合前のメンバー表に記載された選手でなければならない。但し、11名に満たない選手数で試合を開始した場合、メンバー表の先発に記載されていて、試合開始時にフィールド内にいなかった選手がフィールドに入ること(プレーすること)は選手交代とはみなさない。交代された選手は、その試合で再度プレーは出来ない。
- 5 退場については、下記に定めるものとする。
  - (1)審判より退場を命じられた選手は、次節の出場を禁止する。以後の処置はリーグ規律委員長が調査し、リーグ実行委員会で決定する。
  - (2)審判より退場を命じられた選手は、速やかに退場するとともに各会場で定められたピッチ内からも退出しなければならない。
  - (3)リーグで消化しきれなかった場合やリーグ最終戦で退場となった場合は、リーグ戦終了後の直近の公式戦において消化するものとするが、年度内に後期し試合がなかった場合は、次年度に持ち越しとする。
  - (4)累積警告による退場の場合は、次年度に持ち越さないものとする。
- 6 警告については、下記に定めるものとする。
  - (1)同試合での警告2回で、その試合は退場となり、次の試合は出場停止となる。
  - (2)累積警告2回で、次の試合は出場停止とする。
  - (3)警告は、次年度には持ち越さない。
- 7 試合球は、公益財団法人日本サッカー協会発行の【サッカー競技規則】に記載の品質及び規格と同等品以上とし、当該試合のチームが各々1個提出し、試合球と予備球とする。

(昇格及び降格)

第7条 県リーグ間及び北信越フットボールリーグとの昇格・降格は、自動入替えとする。

- 2 昇格となるチームは、各リーグ又はブロックの上位2チームとするが、当該リーグ又はブロックに所属するチーム数が7未満の場合は1位のチームのみとする。
- 3 降格するチームは、下位チームを対象とし、定められたリーグ又はブロックに所属するチーム数になるよう決定する。
- 4 1部・2部・3部リーグに於いて定数割れが生じた場合は、リーグ実行委員会に諮り調整する。
- 5 1部リーグ以外で、昇格候補チームが昇格を棄権した場合は、上位リーグからの降格チー

ム数を定められたリーグ又はブロックに所属するチーム数になるよう減じることができる。

(表彰)

第8条 各リーグ・ブロックにおいて、1位のチームを表彰する。

- (1)1部リーグは、優勝杯と賞状を授与する。
- (2)2部・3部リーグは、楯と賞状を授与する。
- (3)4部リーグは、賞状を授与する。
- (4)優勝杯は、次年度まで優勝チームが保管し、リーグ運営委員会にて本連盟に返還する。  
その際に楯を授与する。

2 各リーグとも最多得点者を、得点王として表彰することとし、賞状を授与する。但し、リーグがブロックに分かれている場合は、ブロックごとに得点王を決定する。

(罰則)

第9条 棄権又は没収試合が発生した場合の処分方法は、次のとおりとする。

- (1)リーグ規律委員長が調査し、リーグ実行委員会で審議して処分を決定する。
  - (2)棄権又は没収試合の原因となったチームは、0-3の負けとし、勝ち点を「-3」とする。
  - (3)棄権又は没収試合の原因となったチームは、当該試合で支出予定だった会場使用料及び審判費等の経費を負担するものとする。また、対戦相手には1試合分の会場経費を支払う。
- 2 警告・退場を繰り返す選手がいた場合は、リーグ規律委員長が調査し、リーグ実行委員会で審議して処分を決定する。
- 3 除名されたチームとの試合は、本リーグの戦績から抹消する。
- 4 運営要綱の不履行が生じた場合は、総会の決定を仰ぐ。
- 5 罰則により参加を制限されたチームは、その処分に従うものとする。

附 則

本要綱は、平成 9年 4月 1日より施行する。

平成10年 4月 改正

平成11年 3月 改正

平成18年 3月 改正

平成20年 4月 1日改正

平成26年 4月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

**令和 6年 4月 1日改正**